

マージン率等の情報提供について

① 令和6年6月3日付け 派遣労働者数

13人

② 令和6年6月1日付け 派遣先事業所数(実数)

1事業所

③ 令和5年度(令和4年10月1日～令和5年9月30日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

18,443円(8時間 全業務平均)

④ 令和5年度(令和4年10月1日～令和5年9月30日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

13,880円(8時間 全業務平均)

⑤ 令和4年度(令和4年10月1日～令和5年9月30日) マージン率

24.7%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※百分率(%)表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。
※マージン率の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。
※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくすることが望ましい。

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 (令和6年4月1日 ~ 令和7年6月31日)

☐ 締結していない

※協定の締結の有無等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 ※労働衛生安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育は別途行う。

訓練種別	対象者	訓練方法	費用負担	賃金支給
入職者基礎訓練	雇入れ時	OFF-JT	無償	有償
派遣前訓練	派遣中・待機中	OFF-JT	無償	有償
品質管理研修	派遣中・待機中	OFF-JT	無償	有償
パソコン研修	派遣中・待機中	OFF-JT	無償	有償
ラインリーダー研	入社4年以上	OFF-JT	無償	有償
資格取得推進	派遣中・待機中・入社4年以上	OFF-JT	無償	有償

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 代表取締役兼派遣元責任者 中 哲生 (0877-32-6181)

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

食堂・休憩室・更衣室利用あり・派遣先研修参加

事業所名 株式会社中工業
許可番号 派37-300157 【平成30年6月1日】